8

特別支配株主の株式等売渡請求

㈠　株式等売渡請求

株式会社の総株主の議決権の一〇分の九以上を有する特別支配株主は、当該株式会社（以下「対象会社」という。）の株主（以下「売渡株主」という。）の全員に対し、その有する対象会社の株式（以下「売渡株式」という。）の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができることとするとともに、特別支配株主は、株式売渡請求をするときは、併せて、対象会社の新株予約権者（以下「売渡新株予約権者」という。）の全員に対し、その有する対象会社の新株予約権の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求すること（以下「新株予約権売渡請求」という。）ができることとするなど、株式等売渡請求の制度を創設することとした。（第一七九条関係）

㈡　株式等売渡請求の方法

株式等売渡請求は、売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額等を定めてしなければならないこととした。（第一七九条の二関係）

㈢　対象会社の承認

特別支配株主は、株式等売渡請求をしようとするときは、対象会社に対し、その旨並びに売渡株式の対価として交付する金銭の額等を通知し、その承認を受けなければならないこととするとともに、取締役会設置会社が当該承認をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならないこととするなど、対象会社の承認に関する規定を設けることとした。（第一七九条の三関係）

㈣　売渡株主等に対する通知等

(1)　対象会社は、株式等売渡請求の承認をしたときは、取得日の二〇日前までに、売渡株主及び売渡新株予約権者（以下「売渡株主等」という。）に対し、当該承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称及び住所、売渡株式の対価として交付する金銭の額等を通知するとともに、売渡株式の登録株式質権者等に対し、当該承認をした旨を通知しなければならないこととするとともに、この通知（売渡株主に対してするものを除く。）は、公告をもってこれに代えることができることとした。（第一七九条の四第一項及び第二項関係）

(2)　対象会社が(1)の通知又は公告をしたときは、特別支配株主から売渡株主等に対し、株式等売渡請求がされたものとみなすこととした。（第一七九条の四第三項関係）

㈤　株式等売渡請求に関する書面等の備置き及び閲覧等

対象会社は、売渡株主等に対する通知の日又は公告の日のいずれか早い日から取得日後六箇月（対象会社が公開会社でない場合にあっては、取得日後一年）を経過する日までの間、特別支配株主の氏名又は名称及び住所、売渡株式の対価として交付する金銭の額等を記載した書面等を本店に備え置かなければならないこととするとともに、売渡株主等は、当該書面等の閲覧等の請求をすることができることとした。（第一七九条の五関係）

㈥　株式等売渡請求の撤回

特別支配株主は、対象会社の承認を受けた後は、取得日の前日までに対象会社の承諾を得た場合に限り、株式等売渡請求を撤回することができることとするとともに、取締役会設置会社が当該承諾をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならないこととするなど、株式等売渡請求の撤回に関する規定を設けることとした。（第一七九条の六関係）

㈦　売渡株式等の取得をやめることの請求

株式売渡請求が法令に違反する場合等において、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができることとするとともに、新株予約権売渡請求が法令に違反する場合等において、売渡新株予約権者が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡新株予約権者は、同様の請求をすることができることとした。（第一七九条の七関係）

㈧　売買価格の決定の申立て

株式等売渡請求があった場合には、売渡株主等は、取得日の二〇日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、売渡株式等の売買価格の決定の申立てをすることができることとするなど、売渡株式等の売買価格の決定の申立てをすることについて必要な事項を定めることとした。（第一七九条の八関係）

㈨　売渡株式等の取得

株式等売渡請求をした特別支配株主は、取得日に、売渡株式等の全部を取得することとした。（第一七九条の九関係）

㈩　売渡株式等の取得に関する書面等の備置き及び閲覧等

対象会社は、取得日後遅滞なく、株式等売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式等の数等を記載した書面等を作成し、取得日から六箇月間（対象会社が公開会社でない場合にあっては、取得日から一年間）、本店に備え置かなければならないこととするとともに、取得日に売渡株主等であった者は、当該書面等の閲覧等の請求をすることができることとした。（第一七九条の一〇関係）

⑪　売渡株式等の取得の無効の訴え

株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得の無効は、取得日から六箇月以内（対象会社が公開会社でない場合にあっては、当該取得日から一年以内）に、訴えをもってのみ主張することができることとするなど、売渡株式等の取得の無効の訴えに関する規定を設けることとした。（第八四六条の二～第八四六条の九関係）

⑫　その他の規定の整備

特別支配株主が株式等売渡請求により売渡株式等を取得した場合における売渡株式等を目的とする質権の効力等について、所要の規定を整備することとした。（第一五一条第二項、第二七二条第四項等関係）

9

㈠　株式の併合に関する事項に関する書面等の備置き及び閲覧等

株式の併合（単元株式数を定款で定めている場合にあっては、当該単元株式数に併合の割合を乗じて得た数に一に満たない端数が生ずるものに限る。以下9において同じ。）をする株式会社は、株式の併合を決定する株主総会の日の二週間前の日等から株式の併合の効力発生日後六箇月を経過する日までの間、併合の割合等を記載した書面等を本店に備え置かなければならないこととするとともに、株主は、当該書面等の閲覧等の請求をすることができることとした。（第一八二条の二関係）

㈡　株式の併合をやめることの請求

株式の併合が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができることとした。（第一八二条の三関係）

㈢　反対株主の株式買取請求

株式会社が株式の併合をすることにより株式の数に一株に満たない端数が生ずる場合には、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち一株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができることとするなど、反対株主の株式買取請求に関する規定を設けることとした。（第一八二条の四及び第一八二条の五関係）

㈣　株式の併合に関する書面等の備置き及び閲覧等

株式の併合をした株式会社は、効力発生日後遅滞なく、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数等を記載した書面等を作成し、効力発生日から六箇月間、本店に備え置かなければならないこととするとともに、株主等は、当該書面等の閲覧等の請求をすることができることとした。（第一八二条の六関係）

10

引受契約

募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合であって、当該募集株式が譲渡制限株式であるとき等においては、株式会社は、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）によって、当該契約の承認を受けなければならないこととした。（第二〇五条第二項及び第二四四条第三項関係）

募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数